

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十二号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中

障害福祉関係施設指定管理者選定
審査会の委員

を

障害福祉関係施設
審査会の委員
障害者相談等調整

指定管理者選定

に改める。

委員会の委員

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。